

# 施設向け出張研修実施要領

(平成 28 年 9 月 29 日制定)

## (趣旨)

第 1 条 この要領は、君津地域リハビリテーション広域支援センター君津中央病院が、地域リハビリテーション実施機関の支援、地域のリハビリテーション施設等における従事者への援助、地域レベルでの関係団体（患者・家族の会、ボランティアグループなど）への支援として施設向け出張研修を行うため、必要な事項を定めるものとする。

## (対象)

第 2 条 施設向け出張研修は、君津地域（木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市）に住所を有する市民、民間団体、事業所、公共機関等（以下「団体等」という。）が開催する、概ね 10 名以上の受講者がいる会合、研修会等（以下「研修会等」という。）を対象として行う。

## (研修の内容等)

第 3 条 施設向け出張研修は、君津中央病院の職員が前条に規定する研修会等に出向いて行うものとし、研修の内容は、病院長が別に定め公表する。

## (開催日時)

第 4 条 施設向け出張研修の開催日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日を除いた日とし、開催時間は午後 1 時から午後 5 時 15 分までのうちの 2 時間以内とする。

## (申込等)

第 5 条 施設向け出張研修を受講しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、原則として当該団体等が主催する集会等を開催しようとする日の 30 日前までに施設向け出張研修申込書（別記第 1 号様式）を病院長に提出しなければならない。

2 施設向け出張研修の受講に係る会場については、申込者の責任において用

意するものとする。

(決定)

第6条 病院長は、前条第1項の申込があったときは、受講の可否を決定し、施設向け出張研修決定(否決)通知書(別記第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(研修の制限)

第7条 病院長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設向け出張研修を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 特定の政党、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3) 施設向け出張研修の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(派遣費用)

第8条 君津中央病院職員の派遣費用は、無料とする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。